

令和8年第4回浜松市農業委員会総会会議録

1 開催日時及び会場

令和8年4月16日(木) 午後2時30分～午後4時00分 浜松市役所1階101・102会議室

2 出席状況※委員氏名の数字は議席番号

出席委員 20名

岡野慶春①、松島好則②、青木俊博③、江間栄作⑤、中嶋宗一⑥、鈴木満彦⑦

足立侑律⑧、島英雄⑩、内山進吾⑪、岡本純⑫、山中秀三⑬、安間利和⑭、後藤剛⑮

平野和重⑯、森島倫生⑰、鈴木英雄⑱、水崎久司⑲、鈴木緑⑳、中村千ひろ㉑、高林美智代㉒

欠席委員 4名

谷野哲生④、袴田博子⑨、森下孝雄㉓、鈴木要㉔

事務局職員 14名

木下穰、石田潤司、奥山英洋、平野寿宏、縣弘之、吉山和志、武田英司、山田直幸、渡邊光二
青木善敬、鈴木満広、田中美香、佐々木朝飛、村松ほの花

3 傍聴者 0人

4 議事内容

(1) 審議事項

- 第20号議案 農地法第3条の規定による許可について
第21号議案 農地法第4条の規定による許可について
第22号議案 事業計画変更承認申請について
第23号議案 農地法第5条の規定による許可について
第24号議案 非農地証明について
第25号議案 農用地利用集積等促進計画案への意見について
第26号議案 令和8年度事業計画について
第27号議案 令和8年度最適化活動の目標の設定等について

(2) 報告事項

- 報第23号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報第24号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報第25号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報第26号 買受適格証明願について(5条届出競売)
報第27号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報第28号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
報第29号 農地の地目変更登記に係る報告について
報第30号 農業用施設証明について

5 記録方法全部記録、録音無

6 会議記録

局長 みなさん、こんにちは。
本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。
開会に先立ちまして、4月1日付け人事異動により浜松市農業委員会事務局に配属されました職員4名につきまして、自己紹介をしていきます。

(職員自己紹介)

局長 以上、よろしくお願いいいたします。
それでは、只今から令和8年第4回浜松市農業委員会総会を開会いたします。
なお、本日の出席委員数ですが、24名のところ20名と過半数を超えておりますので、本会が成立しますことをご報告申し上げます。欠席者につきましては、議席番号4谷野哲生委員、議席番号9番袴田博子委員、議席番号20番森下孝雄委員、議席番号23番鈴木要委員となります。

また、会議中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードに設定するようお願いいたします。

それでは、後藤会長、ご挨拶に続いて開会宣告をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。本日も皆さんには大変お忙しい中、総会にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。前回の総会の時に、都田川ダムの水が20%を切ったということで、今年が空梅雨だったら大変なことになってしまうと言いましたが、最近の雨によりまして、100%に戻りました。今まで取水制限レベル2を出しておりましたが、全て解除というかたちになり、安心できる場所です。

さて、昨日森島幹事長からの紹介によりまして、XXXXXXXXXXさん、以前農業委員会でも講師としてお招きした方ではありますが、講演を聞きに行きました。農家と消費者をつなぐ人、一般の消費者という方が、大体160人ぐらい集まっておりまして、若い方もたくさん来ておりました。こういう農業以外の方と接する、一緒に話を聞くという機会というのは、そうないことでありまして、良い経験をしたということも感じております。話の中で、先生が言ったのは、今、学校給食が無料化になるということで、お母さん方は喜んでいうことでありますが、決まった金額の中で給食を作るとどうしても安い食材で子どもたちが食べるということになると、これからの子どもたちが、そういうものを食べて大丈夫かということが心配になるわけですが、会場のお母さんからそういう質問がございまして、国からもらえる給食の代金というのは、補助金と考えても大丈夫ですよとのことでした。浜松でできた野菜とか果物とか肉とか、そういうものを親が少し負担して地産地消する。また、浜松市が少し負担をして安心安全な食事に使う。そういうことで、農家も潤うし、子どもたちも健康でいられるということで、農業委員会がどういうふうにそれを伝えていくかということはなかなか難しい問題ではありますが、市議とか自治会長等を通して、各地で学校給食に地元の野菜、肉を使ってもらうようなかたちになって、子どもたちが元気に育ってもらえるというのが一番いいことかなということを感じた講演でありました。

本当に、農業として、みなさんに喜ばれる安心・安全な、農畜産物を、未来の子どもたちのために残しながら作り続けていくということが農業委員の使命なのかなと思われました。子どもたちに安心・安全なものをたくさん作りたいよねということ伝えてい

ただきたいと思います。

それでは総会を開会します。よろしくお願ひします。

局長

ありがとうございました。

それではここからの進行は、議長として後藤会長にお願ひいたします。

議長

それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、議席番号2番の松島好則委員、議席番号3番青木俊博委員にお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。第20号議案「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願ひします。

石田

それでは、お手元の議案1ページをご覧ください。

第20号議案「農地法第3条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

青木

今月の申請案件は、地区「神久呂」、整理番号91番外25件でございます。

申請の内訳でございますが、所有権の売買に係る案件が20件、贈与に係る案件が2件、貸借に係る案件が3件、使用貸借に係る案件が1件でございます。

また、新規の方は8件です。

それでは、整理番号に○を付した案件について説明いたします。

議案1ページ、地区「五島」、整理番号99番は所有権の売買に係る案件でございます。

譲受人は、[]に本店を置く、[]でございます。同社は[]や[]、[]で大豆や小麦などを概ね28ヘクタール耕作している法人です。

今回、規模拡大を検討し、農地を募集したところ、譲渡人から申し込みがあり、申請に至ったものでございます。

申請地は、[]の畑5筆で、取得後は、大豆・小麦を栽培していく計画でございます。

申請者は、既にコンバインやトラクター等の農機具を所有しており、収穫した作物は農協へ出荷予定でございます。

説明は以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願ひします。

始めに、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会の谷野委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

調査会で審議した結果、特に問題はありませんでしたと報告を受けております。

続いて、湖東・花川地区調査会の江間委員からお願ひします。

江間

調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長

続いて、庄内地区調査会の中嶋委員からお願ひします。

中嶋

調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長

続いて、篠原・舞阪地区調査会の鈴木満彦委員からお願ひします。

鈴木満彦

調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

足 立 1 件聞き取り案件がありました。荒地地になっていますので、これは大変だということ
 とで頑張ってくださいと激励をいたしました。以上です。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので、私からご
 報告申し上げます。

調査会で審議した結果、特に問題はありませんでしたと報告を受けております。

島 議 長 続いて、新津・可美・江西地区調査会の島委員からお願いします。

調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、引佐地区調査会の安間委員からお願いします。

安 間 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

平 野 続いて、浜名・北浜地区調査会の平野委員からお願いします。

野 長 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、天竜・竜山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴 木 英 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 最後に、春野地区調査会の水崎委員からお願いします。

水 崎 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(意見なし)

議 長 それでは採決いたします。

第 20 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案どおり承認すること
 にご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 21 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。事
 務局から、説明をお願いします。

石 田 それでは、お手元の議案 7 ページをご覧ください。

第 21 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」でございます。担当から説明
 いたします。

青 木 今月の申請案件は、地区「細江」、整理番号 12 番外 5 件でございます。

転用目的別の内訳は、農家住宅・農業用施設関連が 2 件、自己用住宅関連が 2 件、営
 農型太陽光発電が 2 件でございます。

また、農地区分別の内訳は、農用区域域内農地が 3 件、第 3 種農地が 3 件ございま

す。

それでは、この中に委員該当案件がありますので、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、私が該当する案件を先に審議いたしますので、退室します。進行を副会長の水崎委員にお願いします。

(後藤委員退室)

水崎 それでは、事務局から説明をお願いします。

青木 議案 8 ページ、地区「三ヶ日」、整理番号 15 番をお願いします。

■■■■■■■■■■の畑 2 筆 720 m²について、農業用倉庫、農業用資材置場、駐車場を設けたいという申請でございます。

この度、みかんを貯蔵する倉庫が手狭となり、貯蔵と管理に苦慮しているため、営農地の近隣で利便性が高く、既存の倉庫に隣接する本申請地に、農業用施設を整備したく申請に及んだものでございます。

申請地は■■■■■■■■■■に位置する農地で、現在はみかんが栽培されております。

申請地は農用地区域内の農地ですが、不許可の例外規定である農業用施設用地に該当いたします。

本転用事業は、既設の農業用倉庫 2 棟に併設し、新たにみかんの貯蔵庫と乾燥用倉庫を建築し、併せてパレット置場と農作業従事者の駐車場を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。

申請地はコンクリート舗装し、周囲には見切工を設置する計画であること、排水計画は敷地内側溝を経て、既存排水路へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

水崎 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果について私からご報告申し上げます。

調査会で審議した結果、特に問題はありませんでしたと報告を受けております。

これより質疑に入ります。只今の事務局説明、調査会の報告について、発言のある方は挙手願ひます。

(意見なし)

水崎 それでは、ご意見等もないようですので、第 21 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」のうち、只今の委員該当案件につきましては、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

水崎 異議ないものと認め承認することといたします。

それでは、後藤委員はご入室をお願いします。

(後藤委員入室)

議 長 それでは、引き続き調査会の協議結果についてご報告をお願いします。
始めに、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山 中 12番の営農型太陽光発電ですが、柵が植わっていて、一応販売はしているって言うの
ですけど、平成29年から3回目の更新ということで、もう作物を変えた方がいいのでは
ないかと、あまりにも販売の実績が少ないので聞き取りの中で、ご本人に強く言わせ
ていただきました。それに対して、やるということで承認したということです。
続いて、浜名・北浜地区調査会の平野委員からお願いします。

平 野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 最後に、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 細江の山中さんをご指摘になりましたけれども、この方は量的にはたいしたことはな
いのですが、コンスタントに毎週、ファーマーズさんに出荷していることを評価しまし
て、もっと生産を上げてくださいというところで了解をいたしています。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
(意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
第21号議案「農地法第4条の規定による許可について」のうち、委員非該当案件につ
きましては、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。
次に、第22号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局か
ら、説明をお願いします。

石 田 それでは、お手元の議案9ページをご覧ください。
第22号議案「事業計画変更承認申請について」でございます。担当から説明いたしま
す。

青 木 農地法第4条または、第5条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事
業を行うこととされていますが、許可を受けたあと、やむを得ずその事業計画を変更し
ようとする場合は、「許可権者が事業計画の変更承認をすることができる」とされてお
ります。
今月の申請は、一時転用の期間を延長する「目的変更」が4件でございます。
議案9ページ、地区「伊佐見」、整理番号4番について説明いたします。
申請人は、当初の転用事業者である[]でございます。
申請に至った経緯でございますが、令和7年6月13日に農地法第5条許可を受け、
公共工事に伴う現場事務所等の敷地として、9ヶ月間の一時転用を予定しておりました
が、設計が見直され、工法の変更が生じたため工事に遅延が生じ、一時転用期間を10ヶ
月間延長するため申請に至ったものでございます。
当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事業者の故意又は重大な過失によるも
のではないと認められること、転用計画について、排水計画は問題なく、転用行為によ
り土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基

準を満たすものと判断されます。

続きまして、議案 10 ページ、地区「新津」、整理番号 5 番について説明いたします。

申請人は、当初の転用事業者である [REDACTED] でございます。

申請に至った経緯でございますが、令和 7 年 9 月 16 日に農地法第 5 条許可を受け、公共工事に伴う駐車場敷地として、7 ヶ月間の一時転用を予定しておりましたが、工期内に終わらず、一時転用期間を 3 ヶ月間延長するため申請に至ったものでございます。

当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、転用計画について、排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。

続きまして、議案 10 ページ、地区「可美」、整理番号 6 番について説明いたします。

申請人は、当初の転用事業者である [REDACTED] でございます。

申請に至った経緯でございますが、令和 7 年 8 月 18 日に農地法第 5 条許可を受け、公共工事に伴う仮設倉庫、資材置場等の敷地として、8 ヶ月間の一時転用を予定しておりましたが、工期内に終わらず、一時転用期間を 3 ヶ月間延長するため申請に至ったものでございます。

当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、転用計画について、排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。

議案 10 ページ、地区「浜名」、整理番号 7 番について説明いたします。

申請人は、当初の転用事業者である [REDACTED] でございます。

申請に至った経緯でございますが、令和 8 年 2 月 16 日に農地法第 5 条許可を受け、公共工事に伴う現場事務所等の敷地として、3 ヶ月間の一時転用を予定しておりましたが、工事箇所が軟弱地盤で安全上崩落対策に時間を必要としたため、一時転用期間を 6 ヶ月間延長する申請に至ったものでございます。

当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、転用計画について、排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。

説明は以上でございます。

議長 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(意見なし)

議長 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 22 号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 23 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石 田 それでは、お手元の議案 11 ページをご覧ください。
第 23 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

山 田 今月の申請案件は、地区「長上」、整理番号 147 番外 54 件でございます。
転用目的別の内訳につきましては、農家住宅・農業用施設関連が 2 件、自己用・共同住宅関連が 27 件、事業用の建物関連が 6 件、駐車場・資材置場等事業用のその他施設への転用が 8 件、太陽光発電施設が 3 件、営農型太陽光発電が 3 件、一時転用が 6 件でございます。

農地区分別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 8 件、第 1 種農地が 7 件、第 2 種農地が 7 件、第 3 種農地が 33 件でございます。

それでは、整理番号に○を付した案件について説明いたします。

議案 16 ページ、地区「三方原」、整理番号 177 番をお願いします。

■■■■■■の畑 6 筆 5,974 m²について、■■■■■■を設けたいという申請でございます。

申請者は、■■■■■■に主たる事務所を置き、■■■■■■です。
■■■■■■では■■■■■■の 3 か所に■■■■■■を設けて運営しておりますが、■■■■■■が建物の老朽化と経年劣化により事業の運営に支障をきたしている上に、天竜川洪水浸水想定区域内にあることから、今回、申請地に新たに■■■■■■を建築し、全面移転すべく申請に至ったものでございます。

申請地は、■■■■■■に位置する農地で、現在は保全管理されております。

申請地の農地区分につきましては、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、事務所、車庫、倉庫等を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われれます。

申請地はアスファルト舗装し、周囲には見切り壁とフェンスを設置する計画であること、雨水排水は、敷地内に新設する側溝から地下調整池に流入させ、道路側溝へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく手続きを経ていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 17 ページ、地区「三方原」・「浜名」、整理番号 183 番をお願いします。

■■■■■■と■■■■■■の畑 3 筆 5,398 m²について、工場を設けたいという申請でございます。

申請者は、■■■■■■に本店を置き、■■■■■■を営む法人です。

取引先からの受注増加に伴い、増産を計画しておりますが、既存の工場敷地内では手

狭で拡張の余地もないことから、隣接する申請地に新たに工場を増築し、事業拡大を図りたく申請に至ったものでございます。

申請地は、[REDACTED]に位置する農地で、現在は保全管理されております。

申請地の農地区分につきましては、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地ですが、不許可の例外規定である既存の施設の拡張に該当いたします。

本転用事業は、宅地 12,551.34 m²を併用し、工場、緑地、駐車場等を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われま。

申請地はアスファルト舗装し、周囲には見切り工を設置する計画であること、雨水排水は、敷地内側溝から地下調整池に流入させ、道路側溝へ制限放流する計画であることから周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく手続きを経ていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、蒲・和田・長上地区調査会の岡野委員からお願いします。

岡野議長 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の松島委員からお願いします。

松島議長 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、積志地区調査会の青木委員からお願いします。

青木議長 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会の谷野委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

調査会で審議した結果、特に問題はありませんでしたと報告を受けております。

続いて、湖東・花川地区調査会の江間委員からお願いします。

江間議長 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、庄内地区調査会の中嶋委員からお願いします。

中嶋議長 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

足立議長 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

続いて、新津・可美・江西地区調査会の島委員からお願いします。

島議長 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。
岡 本 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。
山 中 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の分を私からご報告申し上げます。
調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
続いて、浜名・北浜地区調査会の平野委員からお願いします。
平 野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。
森 島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 最後に、佐久間・水窪地区調査会の森下委員が欠席しておりますので、私からご報告
申し上げます。
調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
ありがとうございました。これより質疑に入ります。
只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
(松島委員、挙手)

議 長 はい、松島委員。
松 島 確認のために聞きたいと思います。整理番号 183 番ですが、1 種農地の工場の拡張と
いうことで、2 分の 1 ルールを利用したのでしょうか。
吉 山 調整グループの吉山です。183 番は 1 種農地になりますが、先ほど説明させていただ
いたとおり、既存敷地の拡張ということで、既存敷地の 2 分の 1 以下であれば、その部
分までは拡張ができるという不許可の例外規定がございますので、それを適用しており
ます。
議 長 他にはよろしいでしょうか。それでは採決いたします。
第 23 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案どおり承認すること
に、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。
次に、第 24 号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から、説明をお
願います。

石 田 それでは、お手元の議案 21 ページをご覧ください。
第 24 号議案「非農地証明について」でございます。担当から説明いたします。

山 田 今月の申請案件は、地区「伊佐見」、整理番号 5 番外 4 件でございます。
地区「伊佐見」、整理番号 5 番の申請地は、明治 38 年に自己用住宅が建築され、進入
路として宅地利用されているものです。
地区「天竜」、整理番号 6 番の申請地は昭和 21 年に住宅が建築され、宅地利用されて
いるものです。
地区「天竜」、整理番号 7 番の申請地は昭和 37 年に物置が建築され、宅地利用されて

いるものです。

地区「水窪」、整理番号 8 番の申請地は平成 7 年に工場が建築され、宅地利用されているものです。

地区「水窪」、整理番号 9 番の申請地は耕作困難のため、昭和 42 年に天竜区水窪町地頭方に植林されたものです。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。
第 24 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。
次に、第 25 号議案「農用地利用集積等促進計画案への意見について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石田 それでは、お手元の議案 23 ページをご覧ください。第 25 号議案「農用地利用集積等促進計画案への意見について」でございます。担当から説明いたします。

村松 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。

農用地利用集積等促進計画案でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく貸借及び売買は、中間管理機構である県の農業振興公社が農用地利用集積等促進計画を県知事に申請し、認可されることで成立することとなり、農用地利用集積等促進計画の案は市が作成し、農業委員会の意見を聞いて、公社へ提出いたします。

1 枚めくって頂きまして、「内訳表」の「5 分類別内訳」をご覧ください。今回は、合計 425 筆、373,155.79 m²でございます。

貸借の始期は令和 8 年 6 月 20 日、売買の移転の時期は令和 8 年 6 月 30 日ほか計画案のとおりとなります。

1 ページから 28 ページは、新規または更新により新たに、農地所有者から公社が借入れ、公社から耕作者へ貸し付けを行っていくもの、29 ページは、すでに農地所有者から公社が借入れ、公社から耕作者へ貸し付けを行っている農地について、集約等を行う目的で現耕作者及び新耕作者との協議が整ったものについて耕作者変更を行うものです。

31 ページは、機構である公社が農業振興地域内の農用地区域、いわゆる青地農地を買い入れて、認定農業者等へ売り渡す、機構を介した売買を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 7 条において「農地売買等事業」として特例的に認められているものです。

1 番から 7 番は、村楡保令地区において行われる土地改良事業に伴う売買で、農地所有者から公社への買入れを行う部分の計画です。

なお、公社から耕作者への売り渡しについては、令和 9 年 1 月開催の総会にて意見を求める予定です。8 番・9 番は、農地所有者から公社への買入れと、公社から認定農業者等の耕作者への売り渡しを一括で行う計画です。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はありませんか。

(意見なし)

議長 その他、何かご意見、ご質問はございませんか。

(意見なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 25 号議案「農用地利用集積等促進計画案への意見について」は、特段異議はございませんという回答にすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 26 号議案「令和 8 年度事業計画について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石田 それでは、お手元の議案 25 ページをご覧ください。第 26 号議案「令和 8 年度事業計画について」でございます。担当から説明いたします。

鈴木満広 令和 8 年度事業計画（案）について説明いたします。資料別冊 2 をご覧ください。本文中、波線が引いてある箇所を中心に説明させていただきます。

まず、「1 会議・研修会等の開催」の、(1) 総会⑧地域計画の変更案への意見についてです。年 2 回（6 月と 11 月）の総会において、地域計画の範囲の拡大または縮小に関する変更案についての意見聴取を予定しています。地域計画の変更にかかる農業委員会への意見聴取は、農業経営基盤強化促進法に基づく法定手続きの一環です。次に (2) 農業調査会から (5) 役員・幹事連絡調整会までは、今年度と同様に開催いたします。(3) 農地銀行支店会議では、④農用地利用集積等促進計画案の検証を行います。促進計画案が各支店で進めようとしている農地の集積・集約等に影響を及ぼさないかについて、検証していただくこととなります。これは担い手への農地集積・集約の推進、耕作放棄地対策の推進、新規参入の促進に資するものです。

次に (6) 農業委員・推進委員研修会についてです。8 月 27 日に、XXXXXXXXXXによる地域での取り組み事例の紹介を行うとともに、XXXXXXXXXXを講師としてお迎えし、講演会形式での開催を予定しております。

また、来年 1 月中旬から下旬にかけて、西部農業委員会協議会の研修会も予定しております。つきましては、委員の皆様から講師やテーマについてご希望がありましたら、事務局までご提案いただきますようお願いいたします。

「2 会議・研修会等への参加」についてですが、関係機関の開催する研修会等についてはその都度ご案内いたします。

「3 事務処理業務及び指導事業」の (2) 農地利用最適化推進活動については、地域農業の将来的なあり方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の実現・充実、さらにはブラッシュアップに取り組んでいきます。

また、県、市、農協等と連携し、新規就農相談会等に積極的に参加することで、新規

就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受け入れ体制を整備します。

なお、令和8年度からスタートする農ライフ推進協議会に浜松市農業委員会としても参加し、関係機関と連携して多様な担い手確保に努めます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(森島委員、挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 地域計画との関係で、地域計画に支障を及ぼさないという理論で、浜松全体は地域計画のエリアに入っているというふうに理解しておりますが、従来の対応とどう違うのか説明をお願いします。

武 田 農地集積グループの武田です。青地を対象に地域計画の区域、青地イコール地域計画の区域とさせてもらっておりますので、従来はなかったことですが、青地から除外することによって、地域計画から外すという点が必要になったということになります。

森 島 地域計画は、文字どおりその地域の農業生産体系を確定するものであって、現在のこの農地を誰がどう耕作していくかということについて、以前は地区に落として20年後にここで何を作っているかなどということまで対応しなさいという議論が、人・農地プランの中では協議されていたように記憶しています。それが今日の地域計画では、浜松市内で13か所の具体的な地域計画のプログラムが進んでいる。そのことと、進んでいない地域との違いというのはあるのですか。13地区以外と13地区の間での取り扱いの難しさは変わりませんか。

武 田 除外の要件の中でも、農地の集団性等が影響することがあります。例えば宅地化が進んでいる場所と比較して、農地が一面につながっている場所を除外する場合には、影響は大きく異なってきますので、13地区以外のところで宅地化が進んでいるようなところであれば、その影響は大きくないという判断がされることはあるかと思います。農地の集積・集約が盛んに進んでいるところにつきましては、集団への影響ということが出てきますので、除外も難しいということが出てくるかと思います。

森 島 除外の難しさというのは、具体的なプログラムが進んでいる地域は、もうここは誰がやるかというのは決まっているわけですよね。その地域について除外が出てきたということになると、ここはもうだめですよと一発でなるということでもいいですか。

局 長 事務局長の木下です。地域計画に支障があるという判断は非常に慎重にやらなければならないところだと思っております。先ほど来、森島委員がおっしゃっている将来的に耕作する人ですが、10年後、未来を描くというかたちになりますので、何が何でもこの人が10年間耕作しなければならないと、がんじがらめにしているものではないものですから、その認定農家さんが耕作するというところになったなら、その認定農家さんの経営に支障があるかどうかを慎重に判断した上で、除外が可能かどうかというところで行っております。決して除外を勧めているわけではありませんので、ご理解をお願いします。

森 島 地域計画の議論が始まったところで、除外の問題というのは、従来よりも慎重な対応が求められているのではないかと私は思います。そのところが、各調査会長に伝わるよ

うにご説明いただかないと、除外の対応が変わらないのだなと思われてしまい、ミスリードになると思います。そのところを改めて事務局の皆さん方をお願いしたいと思いますが、私の認識が違っていたら言ってください。

局長 森島委員のおっしゃるとおりでございますので、除外の要件の中にも地域計画ということが触れられておりますので、慎重に判断をしてみたいと思っております。

議長 他にはよろしいでしょうか。それでは、ご意見等もないようですので、第 26 号議案「令和 8 年度事業計画について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 27 号議案「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石田 それでは、お手元の議案 27 ページをご覧ください。

第 27 号議案「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について」でございます。担当から説明いたします。

鈴木満広 この議案で使用する資料は別冊 3 でございます。お手元にご用意ください。令和 8 年度の最適化活動の目標の設定を説明いたします。

この(案)は、役員・幹事連絡調整会において協議しております。

それでは説明に入ります。農業委員会による最適化活動の推進については、国の通知により、目標を設定して具体的な状況を点検・評価し、公表することが求められています。全国統一の様式により、本市の数値を入れております。

1 ページをご覧ください。「1 農業委員会の現在の体制」と「2 農家・農地等の概要」を記載しています。農家・農地の概要は農林業センサス等から抜粋しております。

2 ページをご覧ください。ここからは最適化活動の目標を、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進に分けて目標を設定しています。

まず、(1) 農地の集積ですが、県の基本方針では、令和 12 年度までに集積率 80% となっています。今年度は 49 ヘクタールを目標として設定します。

次に、(2) 遊休農地の解消ですが、国の通知により、解消目標は遊休農地の 1/5 としています。また、昨年度新規発生した遊休農地は全て、今年度の解消目標面積とすることとなっております。

次に 3 ページをご覧ください。(3) 新規参入の促進ですが、新規就農者に対する農地の貸し付けについて、目標面積を定めることになっています。基準は、過去 3 年間の 3 条と利用権設定面積の平均の 1 割以上となっております。

続いて、「2 最適化活動の活動目標」です。(1) では、農業委員、推進委員が最適化活動を行う日数を定めます。1 人あたり、前年度の活動日数と同じ 9 日と設定します。昨年度は皆様方の活動実績が月平均で 8.9 日ということでございました。ほぼ目標を達成した状況です。引き続き、最適化活動の継続をお願いいたします。今年度も農地パトロールを強化し、遊休農地の発生防止に一層ご尽力いただけますようお願いいたします。

また、(2) 活動強化月間として、5月、9月のいっせい草刈り旬間に向けての地域での声掛け、10月から3月にかけて地域計画に基づく各地域の農地集積事業への協力を目標として設定しています。

(3) 新規参入相談会への参加目標については、市、県、JAの担当者が集まって行う合同就農相談会で、農地等の助言が必要な場合に参加することとします。

説明は以上でございます。

議長 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(森島委員、挙手)

議長 長 はい、森島委員。

森島 ここでも改めて、調査会長の皆様にお伝えしたいと思います。3ページの2(2)「活動強化月間の設定目標」の10月から3月のところですが、農地の集積というところに、「地域計画に基づく各地域の農地集積事業への協力」と書かれています。本日、県の農業会議の松島副会長もお見えですが、県農業会議も地域計画のブラッシュアップということを中心に言っているところがございます。地域計画をどのように高めていくかという議論になってきょうかと思っております。先ほども申し上げましたが、浜松市内で13か所の具体的な取り組みが行われていて、それと共に農業委員会調査会が関わって当初からやってきた地域と、農協が進めてきたところについて、高みの見物を決め込んでいた、そういう調査会があるわけでありすけれども、いずれにしても、協力していかなければいけませんよということが書かれているということです。本日の提案を皆さん方のお認めになるとすれば、地域での農地集積事業に調査会は協力するということが確定することになりますので、ここに書いてあるだけの話ではありませんから、このところは県の松島副会長のお話とも関わらざるを得ないかなと思うのですが、ブラッシュアップをしていく1つの過程かなと、私なりに事務局の説明を受けながら感じています。ぜひ皆さん方も一緒にこの地域計画、それぞれの調査会のエリアの中でお互いにブラッシュアップしていくということも求められているということを確認したいと思います。以上です。

(鈴木緑委員、挙手)

議長 長 はい、鈴木緑委員。

鈴木緑 ちょっと教えてもらいたいのですけれども、3ページ目の1(3)の「新規参入の促進」のところですが、令和6年度は159経営体で増えているのですけれども、その次が下がっています。それと同時に、この新規参入した人たちがどれくらい継続しているのかという実績を元に計上されていると思うのですけれども、その実績の数字を私たちは聞いたことがありましたでしょうか。

縣 総務グループの縣です。こちらに記載している数字は実績になりますが、鈴木緑委員がお知りになりたいのは、その後継続し得て事業を継続してやっているかどうかという実績のことでよろしいでしょうか。

鈴木緑 ここにも書いてあるように国、県、市からいろいろな補助金が出て、皆さんが始められるのですけれども、それがどれくらい継続されているのかということに計画を立てていかないと、お金をそういうところに注ぎ込むことは大事だと思うのですけど、そ

れ以外にも補助金として出した方がいいところってあると思うので、ぜひ一度数字を教えてくださいとありがたいなと思います。

局長 局長の木下です。こちらの方に書いてある現状 130 経営体という数字ですが、こちらの方は説明したとおり、中間管理とか 3 条の新規というかたちに変えてきた人数になります。先ほど鈴木緑委員がおっしゃっていたのが、おそらく農業振興課の方で認定新規の農家さんとか県の補助をやるというかたちになりまして、令和 7 年度に関しましては自分の方では 2 件と聞いております。その制度が始まって 200 人ぐらいの方がもらっていて、その中で年間 150 万円。かつては 5 年間、現在は 3 年間という期間になるのですが、その中で離農された方が、数字が違っていたら訂正しますが、7 人前後だと思っております。自主的に辞めて、自ら辞退した方も中にはいらっしゃいますが、本当に農業をやめたという方が 7 人前後ですので、他県に比べて離農率は低い状況だとは思っております。今回の 1(3)に書いてある促進の参入者、新たに来た立派な担い手、新規の方ということになりますので、可能な限り後追い調査ができればなと個人的には思っているところがありますので、また何かの機会にお知らせできたらと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長 他にはよろしいでしょうか。それでは、ご意見等もないようですので、第 27 号議案「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。
次に、報告事項の第 23 号から第 30 号までを、事務局から、報告をお願いします。
議案 29 ページをご覧ください。

石田 報告事項につきましては、一覧のとおりでございます。
報告事項については以上でございます。

議長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。
それでは、その他として、委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

足立 議長 ・農地改良について
それでは、事務局からその他連絡事項がありましたら、お願いいたします。

鈴木緑 議長 ・農業会議情報について
縣 議長 ・「農地利用最適化施策に関する意見」一覧の配布について
縣 議長 ・春のいっせい草刈り旬間について

石田 議長 今後の会議予定
・令和 8 年第 5 回農業委員会総会
日時 令和 7 年 5 月 18 日(月) 午後 2 時 30 分から
場所 北行政センター 3 階 31・32 会議室

議長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心な討議ありがとうございました。これをもちまして、第 4 回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後 4 時 00 分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和 年 月 日()

会長

委員

委員